

兵庫県警察鑑識技能検定規程

〔昭和32年8月1日〕
〔本部訓令第27号〕

(概要)

この規程は、鑑識技能検定に関する訓令(昭和42年警察庁訓令第7号。)を実施するために必要な事項を定めたものである。